

流入車対策に係るA～F案のメリット、デメリット等について

(注)今後さらに検討を要する。

対策案	メリット	デメリット・論点	過去の検討状況
A案 対策地域内の非適合車の走行禁止を法律により規定する。	使用の本拠にかかわらず同様の規制となる点においては公平である。	対策地域外の非適合車にとっては過剰規制となるおそれ、走行禁止の実効性を担保するための人手と費用の負担が大きくなるおそれ、対策地域を通過していた非適合車が対策地域を迂回することにより周辺地域の大气環境に悪影響を及ぼす、又結果的に輸送距離が長くなるため、燃料消費量の増加によって日本全体での排出ガス増加につながり、地球温暖化対策と逆行するおそれがある。	平成3年10月「窒素酸化物自動車排出総量方策のあり方について(最終報告)」において、「一定基準を満たす低公害な自動車をステッカー等により外見上識別可能とし、それ以外の自動車の走行は認めない方式」について検討が行われたが、「地域外からの流入車の問題について、規制措置によって一元的に解決することは多くの問題点を伴わざるを得ない」とされている。
B案 対策地域を指定する制度を改め、車種規制等を全国に適用する制度とする。	非適合車を確実に排除することができる。	特定地域の大气環境改善のために他の地域まで一律に規制することになり、現行法の目的に反し、過剰規制になるおそれがある。	
C案 対策地域の外側に「準対策地域」(仮称)を設定し、準対策地域に使用の本拠を有する特定自動車については、原則として車種規制等を適用(対策地域に流入しない車両はステッカー等を用いて特定する手法を確立した上で適用除外)する。	準対策地域までは、使用の本拠にかかわらず対策地域と同様の規制となる点においては公平である。	A案と同様のデメリット、論点がある。対策地域に流入するかどうかの判断を事業者の申告に任せる制度とすれば、取締りのための人手と費用の負担は小さくなるが、実効性を担保できないおそれがある。準対策地域とその他の地域との不公平感が生じるおそれがある。	平成3年10月「窒素酸化物自動車排出総量方策のあり方について(最終報告)」において、「自動車使用基準に適合する自動車には適合マークを貼付することにより、基準に適合していることを外見上明らかにすることを通じ、地域外車の使用者についても、自発的に、より低公害な自動車を選択することを奨励する」ことが「あるべき方向といえよう」とされている。

対策案	メリット	デメリット・論点	過去の検討状況
D案 対策地域外において一定車両数以上の特定自動車を使用する事業者に排出抑制のための措置に関する計画の提出を求め、当該事業者への指導を行う（事業者別総量規制）。	事業者にとって比較的負担が少なく、実効性を担保するためのコストもトラック買い替え等に比較して小さい。	流入車対策についての確実な効果が得られないおそれや省エネ法との二重規制となるおそれがある。 事業者への指導をだれが行うのか整理、E案・F案との重複の整理が必要である。	
E案 対策地域内において一定量以上の貨物量を発生させる荷主や一定量以上の貨物を受け取る荷主に排出抑制のための措置に関する計画の提出を求め、当該荷主への指導を通じて、流入車による排出の抑制を行う。	事業者にとって比較的負担が少なく、実効性を担保するためのコストもトラック買い替え等に比較して小さい。	荷主は間接排出者であることから流入車対策についての確実な効果が得られないおそれや、現行の自動車使用管理計画制度や省エネ法との二重規制となるおそれがあり、事業者の負担増となる。 省エネ法改正等による荷主と輸送事業者の連携による物流効率化により、排出ガスの削減も期待できることから、別途計画を提出させることによる削減効果、費用対効果が低いおそれがある。 対象とする荷主の範囲の整理、D案・F案との重複の整理が必要である。	平成12年12月の「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について（答申）」において、「荷主事業者に自動車利用管理計画の策定義務付けを行うことの妥当性についてはなお検討する必要があるが、荷主事業者の取り組みは流入車対策などの観点からも重要であり、計画策定を義務付けない場合であっても、荷主事業者の取り組みを一層促すため、報告徴収を可能とする仕組みの導入の検討等を含めて、国や自治体における指導等を強化していく必要がある」とされている。
F案 対策地域内において一定量以上の自動車が集中する施設（卸売市場、トラックターミナル等）の設置・管理者に排出抑制のための措置に関する計画の提出を求め、当該設置・管理者への指導を通じて、流入車による排出の抑制を行う。	事業者にとって比較的負担が少なく、実効性を担保するためのコストもトラック買い替え等に比較して小さい。	流入車対策についての確実な効果が得られないおそれがある。 D案・E案との重複の整理が必要である。	